

○ 以下は、入居資格要件です。入居予定者抽選後に入居資格がないことが判明した場合は、入居予定者の決定を取り消すこととなりますのでご承知ください。

5 入居資格要件です。

(1) 現在、居住する住宅に困っていること。(特別県営住宅入居申込者は除く。)

該当する項目の□にチェックをしてください。

- 倒壊する恐れがあるなどの不良住宅に居住している。
- 便所、炊事場等を共同で利用している住宅に居住している。
- 住宅が狭いため、やむを得ず別居している親族がいる。
- 狭い住宅に居住している。(1人あたり . 畳)
- 立ち退きを要求されている。(立ち退き理由)
- 遠距離通勤をしている。(通勤距離 km)
- 収入の割に高い家賃を払っている。(家賃 月 円)
- その他 ()

(2) 入居者の世帯全員の1年間の収入から、所得税法の例に準じて所得金額を計算し、同居者控除等の一定の控除を行った上で、12ヶ月で割った額(月収)が基準以下であること。

県営住宅入居基準	一般世帯	月収	158,000円以下
(準県営住宅)	裁量階層世帯	月収	214,000円以下
特別県営住宅入居基準		月収	158,000円以上 487,000円以下

◆参考 基準収入額(一般世帯)の年収(所得)換算表【給与収入の場合〔単位:円〕】

世帯人数	単身	2人	3人	4人	5人
収入金額	2,967,999 以下	3,511,999 以下	3,995,999 以下	4,471,999 以下	4,947,999 以下
所得金額	1,894,800 以下	2,275,600 以下	2,653,600 以下	3,034,400 以下	3,415,200 以下

1. 上記表は特別控除の対象者のいない世帯で、収入のある方が1人だけの場合です。
2. 収入は、賞与、諸手当、税金等すべて含めた総収入です。
3. 世帯員数には遠隔地扶養者も含まれます。

(3) 県税を滞納していないこと。

(4) 過去に県営住宅に入居していた場合又はその配偶者として同居していた場合はその期間の家賃を滞納していないこと。

※用語の説明

- ・裁量階層世帯 障がい者がいる世帯、高齢者世帯(18歳未満の同居者がいる世帯を含む。)及び小学校就学前の子どものいる世帯等
- ・各種控除 同居者控除 扶養親族控除 老人扶養親族控除 16歳以上23歳未満扶養親族控除 障害者控除 寡婦(夫)控除

6 優先入居及び単身入居の申込みの場合は、以下も入居資格要件です。

該当する項目の□にチェックをしてください。

(1) 優先入居枠への申込みの場合

優先入居に該当することが確認できる書類(写し)を添付します。

- 高齢者世帯 心身障がい者 母子、父子世帯 多子世帯
 - DV・犯罪被害者 小学校就学前の子供がいる世帯 支援対象避難者
- 添付する書類 ()

(2) 単身入居の申込みの場合

- 60歳以上
- 障がい者 被生活保護者 DV被害者 支援対象避難者
- その他 ()